

半レ中 未場 八日 俸 三十日分

壹々ノ中 未場 八日 俸 四十五日分

壹々ノ年 以上ノモノハ 壹々ノ月ノ増ス 毎ニ壹日分ヲ加算  
シ 冬ノ百日分ヲ限テトス

現ニ後事スル 臨時職工ハ 常備ニ準シ 本項ノ規定  
ノ年壹々ヲ給ス

六、日 俸 貳萬以下ノ 職工ニ 計スル 増給ノ 件ハ 妻子 其ノ 他 扶  
養ノ 義務ヲ 負フ 為メ 計 國 稅ト 認ケルモノニ 限リ 年  
俸 以内ノ 範圍ニ 於テ 年俸ノ 限テ トシ 相當ノ 補給ノ  
方法ヲ 取ル

七、定期昇給ノ 件ハ 毎ニ 年一回 九月ニ 於テ 發給ノ 上 昇  
給ス